

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母兩名につき、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人あたり月額3万円が賠償されたほか、母につき、申立外の子2名（原発事故当時1歳及び0歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、さらに月額3万円が賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及びX2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

申立人名	損害項目	細目	金額	期間
X1	日常生活阻害慰謝料	増額分	990,000円	平成23年4月1日～平成23年5月31日 平成23年8月1日～平成24年9月30日 平成24年11月1日～平成25年11月30日 平成26年1月1日～平成26年2月28日 平成26年4月1日～平成26年5月31日
X2	日常生活阻害慰謝料	増額分	2,670,000円	平成23年3月11日～平成27年10月31日
上記合計			3,660,000円	

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、366万円の支払い義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

手続費用は各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和元年9月13日

（仲介委員 上妻 英一郎）